

## 市民活動補償制度Q & A

ここでは、人や活動が対象となるかならないかについての想定例を紹介します。ただし、あくまでも想定のため、事故が発生した状況によっては対象とならないことがあります。

① Q：自治会の清掃活動中に熱中症にかかりました。補償の対象になりますか。

A：熱中症(熱射病及び日射病)、細菌性食中毒及びウイルス性食中毒は傷害補償の対象になります。

なお、上記以外の疾病は、補償の対象とはなりません。

② Q：活動場所から帰宅する途中に、他人にぶつかりケガをさせてしまい、自分もケガをしました。補償の対象になりますか。

A：活動場所と自宅との移動中の事故は、賠償責任補償の対象にはなりません。

本人のケガについては、通常経路の移動中の事故も補償対象活動のためであれば、傷害補償の対象になります。

③ Q：定期的にバドミントンを教えています。ケガをした場合、補償の対象になりますか。

A：スポーツ・レクレーション活動の主催・指導・管理を計画的に行なっている者にあたるので、傷害補償の対象になります。なお、バドミントンの指導を受けている人は、補償の対象になりません。また、スポーツ以外の趣味の活動中のケガも同じ考え方です。

④ Q：子ども会のチャリティーイベントにおいて、たこ焼き屋の運営中にやけどをしました。補償の対象になりますか。

A：たこ焼きを焼く人(子ども会のメンバー)が作業中にやけどをした場合、チャリティーイベントを実行する側であり公益性のある活動とみなされますので、傷害補償の対象になります。

購入者等がケガをした場合、その原因が焼く側にあると認定されれば、賠償責任補償の対象となる場合があります。

⑤ Q：市が主催する青少年交流事業の他市訪問に参加した小学生がケガをしました。補償の対象になりますか。

A：交流活動をしているときにケガをした場合は、公益性のある活動として傷害補償の対象になります。ただし、国外での活動は対象外です。なお、ケガの原因によっては、公益性のある活動とみなされない場合もありますので、旅行傷害保険を別途手配しておくことをお勧めします。

- ⑥ Q：市が主催する防災の講演会に参加したところ、帰り道にケガをしました。傷害補償の対象になりますか。

A：「防災の講演会」の場合、公益性のある活動とみなされ、傷害補償の対象になります。なお、講演会の内容により、公益性のある活動と判断される場合とされない場合があります。

- ⑦ Q：海岸清掃と一緒に参加した保育園児の子どもが、作業中にケガをしました。傷害補償の対象になりますか。

A：乳幼児(小学校就学前の子ども)は、自分の意志で活動しているとみなされないので、傷害補償の対象にはなりません。

- ⑧ Q：川でおぼれている人を救助する際、ケガをしました。傷害補償の対象になりますか。

A：継続的かつ計画的な公益性のある活動とは言えないため、人道的な活動ではありますが傷害補償の対象にはなりません。

- ⑨ Q：個人で公益性のある活動をしていてケガをした場合、傷害補償の対象になりますか。

A：継続的、計画的に行われる活動であれば補償の対象となります。ただし、第三者による公益性のある活動を行っていたことの証明等が必要となります。

- ⑩ Q：報酬を1円でも得た場合は、保険の対象となりませんか。

A：交通費や食費をまかなうために、実費弁償として常識的に妥当な範囲内であれば補償の対象となります。金額の大小を問わず、報酬としての性格が認められる場合は補償の対象となりません。

- ⑪ Q：清掃作業で刈払い機や草刈り機などの機材を使用した場合は、傷害補償及び賠償補償の対象となりませんか。

A：刈払い機、草刈り機、チェーンソー等(ハンディタイプのもの(電気式、ガソリンエンジン式を問わない)であれば補償の対象となります。

ハンディタイプ以外の主に車輪のついた機材(乗用車両、手押し式等の刈払い機・草刈り

機・芝刈り機等)は補償対象となりません。

※作業の際には、飛来物から身体等を守る保護具等を装着するなど、安全に配慮したうえで活動を行ってください。

- ⑫ Q：自治会全体で行う地域の全体清掃活動以外に、会員が個人的かつ突発的に行う清掃活動は保険の対象となりませんか。

A：原則として継続的、計画的な活動が補償の対象となるため、突発的に行う清掃活動は保険対象となりません。ただし、不特定多数が使う場所の清掃で、自治会の年間活動計等で個人清掃活動を計画し、継続的・計画的な活動であることや、第三者による公益性のある活動を行っていたことの証明等の要件が満たされれば補償対象となります。

- ⑬ Q：被災地でのボランティア活動における補償対象について詳しく教えてください。

—被災地において被災後の交流事業の場合(作業を伴わない活動)

A：市内を活動拠点とした市民が中心の団体(概ね5人以上)が無報酬で行うボランティア活動であれば、市内・市外を問わず補償の対象となります。

ただし、鉄道や自動車等による事故及び天災(地震、津波、洪水、高潮等)によるケガの場合は対象となりません。

—被災地においての直接的な復旧支援作業の場合(がれきの撤去や分別、泥だし、家屋の片付けや炊き出し等)

A：無報酬で行うボランティア活動であっても、補償の対象となりません。

(福)全国社会福祉協議会のボランティア活動保険に加入されることをお勧めします。

※ご加入いただくには、社会福祉協議会への登録が必要です。登録などの方法や詳細については、(福)逗子市社会福祉協議会までお問い合わせください。